別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

			人立7 /		<u>7</u> 2, 15.	町削」には、特別	л <u>ы с п о</u> ,
別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
103	ロボット公道実験円滑化事業	歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可 の対象行為であることを明確化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を 踏まえ、全国展開を行う。	交通局交通規制課長から各 道府県警察本部長等あてに 通達を発出することで対応予 定	平成17年度 中に措置	警察庁
410	国内衛星の地上での無 線通信免許手続き簡素 化事業	ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	電波法関係審査基準(総務省訓令第67号)を改正することで対応予定	平成17年度 中に措置	総務省
507	外国人情報処理技術者 受入れ促進事業	外国人情処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号)を 改正することで対応予定	平成17年度 中に措置	法務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
508	夜間大学院留学生受入 れ事業	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法 第七条第一項第二号の基準 を定める省令(平成2年法務 省令第16号)を改正すること で対応予定	平成17年度 中に措置	法務省
509	外国企業支店等開設促 進事業	地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を 提供する場合に、本邦における事業所としての拠点 確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の 在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支 店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内 転勤」の在留資格を付与する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	入国·在留審査要領(平成15年9月10日法務省管在第5329号)を改正することで対応予定		法務省
	短期滞在査証の発給手 続の簡素化事業	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修 学旅行生の引率者について、短期滞在査証の 発給において必要とされる在職証明書等の職 業関係書類又は住民登録証明書の提出を不 要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	外務大臣から在外公館長あてに通達を発出することで対応予定	平成17年 中にお、17年 では、17年 では、17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年	外務省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
602	数次短期滞在査証の発 給手続の簡素化事業	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	外務大臣から在外公館長あてに通達を発出することで対 応予定	平成17年度 中に措置	外務省
706	距離基準の延長による 保税蔵置場の設置促進 事業	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	関税法基本通達(昭和47年 蔵関第100号)を改正することで対応予定	平成17年5 月実施予定	財務省
807	幼稚園における幼稚園 児及び保育所児等の合 同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	又部目マ第32万)を以近9	平成17年4 月下旬から5 月上旬を目途 に実施予定	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
808	市町村採用教員に係る 特別免許状授与手続の 迅速化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	通知を発出することで対応予	(810の特例	文部科学省
809	市町村採用教員に係る 免許状授与手続の簡素 化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要となる書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	通知を発出することで対応予	(810の特例	文部科学省
823	幼稚園と保育所の保育 室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する 指針について」に基づき設置された施設において、一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	「幼稚園と保育所の施設の共 用化等に関する指針」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)を改正することで対応予定	平成17年4 月下旬から5 月上旬を目途 に実施予定	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
831	保育所と合同活動を行う 場合の幼稚園の面積基 準の特例事業	幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準(昭和31年 文部省令第32号)を改正す ることで対応予定	平成17年4 月下旬から5 月上旬を目途 に実施予定	文部科学省
914	保育所における保育所 児と幼稚園児の合同活 動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の 範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼 稚園児を合同で保育することを認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	0 牛 3 月 1 0 日 又 例 列	平成17年4 月下旬から5 月上旬を目途 に実施予定	厚生労働省
	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、 当該市町村に置かれる教育委員会に委任すること ができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	国の補助金等の整理及び合 理化等に伴う国民健康保険 法等の一部を改正する法律	平成17年4 月1日施行 (措置済)	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
921	幼稚園と保育所の保育 室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。	「幼稚園と保育所の施設の共 用化等に関する指針」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)を改正することで対応予定	平成17年4 月下旬から5 月上旬を目途 に実施予定	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地 保有合理化法人による 農地又は採草放牧地の 特定法人への貸付け事 業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農 地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにす る。	全部	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様 の制度とし、特区における規制の特例措置の 内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)及び農地法(昭和27年法律第229号)の一部改正を含む農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を第162回国会に提出済	た場合には、 公布の日から 3か月以内で	農林水産省
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農業生産法人が農業関連事業として行うことが できる事業の範囲に農業体験施設の運営や農 業体験のための民宿業等を追加する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり全国展開を行う。	農地法施行規則(昭和27年 農林省令第79号)の一部を 改正することで対応予定	農業経営基 盤強保促一る法 改正 ののせ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	農林水産省

引表 1 D番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1006	要件の特例設定基準の	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積 に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域 の実情に応じて設定できるようにする。	全部	現1]と内依の前及とい、付込にのける規則の付	農林省令第79号)の一部を 改正することで対応予定	農業経営基盤 盤強化促部を 改正する法律 の施行を かせて する予定	農林水産省
1125		地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。	一部	空気分離設備について製造細目告示第14条 に追加することにより全国展開する。		平成17年3 月31日施行 (措置済)	経済産業省
	特定製造事業所における試験研究施設の変更 工事手続簡素化事業	特定製造事業所における試験研究施設として 地方公共団体が認めたものについては、処理 量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工 事として取り扱うこととし、許可申請については 届出に、届出については不要とする。		は武鞅が九政権をコングリート堂で囲りなるの	容器保安検査規則等の一部 を改正する省令(平成17年 経済産業省令第39号)	平成17年3 月31日施行 (措置済)	経済産業省

引表1 D番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1202		公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用 形態や複合的な土地利用についても可能と する。	全部	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	埋立地の有効利用により臨 海部の活性化を図る必要が ある区域における公有水津 57号)第27条及び第2 9条の適用に係る16年12 9条の適用に係る16年12 月17日付け国河政第92 号、国港管第857号) 改正することで対応予定	平成17年7 月1日施行予 定	国土交通省
	る付別料金の設定及び	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。	全部		構造改革特別区域内の道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて(平成15年8月28日付け国道有第38号)に換えて、新たに全国展開のための通達を発出することで対応予定	平成17年度 中に施行予 定	国土交通省
	留学生向け宿舎に係る 公営住宅の目的外使用 承認の簡素化事業	地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づ〈公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。1.留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。)向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。2.公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。		全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	留学生向け宿舎に係る公営 住宅の目的外使用承認の簡 素化について(全国展開の実 施)(平成17年3月25日付け 国住総第205号)		国土交通省